

## 平成 30 年度省エネ家電買い替え事業補助金 よくある質問

**Q 1 新居への引っ越しを機に、冷蔵庫を買い替えました。補助対象になりますか。**

**A 1 対象になります。**

補助対象者は、平成 30 年 6 月 1 日以降に、自らが居住する兵庫県内の住宅で使用している家庭用冷蔵庫をリサイクル処分し、さらに買い替えた冷蔵庫も同住宅(=自らが居住する兵庫県内の住宅)に設置する者です(要綱 2 条 1 項 2 号参照)。

※ 旧住宅で冷蔵庫を処分し、新住宅に買い替えた冷蔵庫を設置する場合、引っ越し前の住所も確認できる住民票等の添付が必要です。

**Q 2 5 月末に冷蔵庫を購入し、設置日が 6 月 1 日以降の場合、補助の対象になりますか。**

**A 2 補助の対象にはなりません。**

新しい冷蔵庫の購入日が 6 月 1 日以降の方のみ、対象となります。

**Q 3 補助金の申請書類やうちエコ診断の受診申込書・日程調整表はどこで入手出来ますか。**

**A 3 (公財) ひょうご環境創造協会のホームページからダウンロードしてください。**

URL <http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/kaikae/>

検索ワード「ひょうご環境創造協会 省エネ家電 買い替え」

**Q 4 うちエコ診断は、自宅にどなたかが来るのでしょうか。  
うちエコ診断を受診しなくてもいいですか。**

**A 4 当協会に登録しているうちエコ診断士が申請者様のご自宅へ伺い診断を実施します。うちエコ診断の受診が補助金申請の要件ですので、未受診の場合、補助金の申請はできません。**

**Q 5 5 つ星の冷蔵庫の一覧はありますか。**

**A 5 資源エネルギー庁のホームページ「省エネ型製品情報サイト」にあります。**

URL <http://seihinjyoho.go.jp>

Q 6 申請書類様式 1 の添付資料のうち、住所確認の公的書類は、健康保険証の写しでも可能ですか。

A 6 可能です。但し、住所を確認しますので、保険証の両面をコピーしてご提出ください